

## 知床五湖利用調整地区利用適正化計画（第 3 期）の点検について

## 1. 第 3 期利用適正化計画の点検について

利用の調整を行う「期間」及び「期間の区分」について、おおむね 5 年毎に見直しを検討するものとされている。(参考資料 5. P8) また、利用適正化計画については、モニタリングデータを分析・評価し、その結果を踏まえてあり方協議会にて 3 年ごとにモニタリングデータの精査を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて利用適正化計画の見直しを検討するものとされている。(参考資料 5. P10)

◇第 3 期利用適正化計画、「期間」及び「期間の区分」の見直し時期：2024 年（令和 6 年）年度

## ①利用の調整を行う「期間」について

第 3 期利用適正化計画（2020 年 2 月策定）では、利用調整期間を「4 月 15 日から 11 月 15 日まで」とし、利用状況を踏まえて、おおむね 5 年ごとの見直しを検討することとしている。

▶現時点ではコロナ渦や海難事故等の影響の波及について予想がつかないことから、今後の利用状況の変化や道路開通情報の変更有無を確認しつつ、2025 年度中に見直しの要否を判断することとしたい。

## ②利用の調整を行う期間の「区分」について

同計画では、ヒグマと利用者間の軋轢を最小限にするため、利用の区分を次の 2 つに設定している。

- 1) ヒグマが頻繁に活動する時期である「ヒグマ活動期」（5 月 10 日から 7 月 31 日）
- 2) それ以外の期間である「植生保護期」（4 月 15 日から 5 月 9 日及び 8 月 1 日から 11 月 15 日）

これらの区分については、「期間」の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、おおむね 5 年ごとに見直しを検討することとしている。

▶「ヒグマ活動期」終了後においてもヒグマの活動が沈静化しない年が発生しており、特に 2022 年度は、「植生保護期」のヒグマの目撃件数が過去最も多く、地上遊歩道の閉鎖が繰り返された。こうした状況を踏まえ 2023 年度はこれまでのデータを分析するとともに、2025 年までは引き続きモニタリングを実施しつつ、2025 年に 5 年間（2020 年～2025 年）の精査・評価し、その上で上記①の期間と合わせ、見直しの要否を検討することとしたい。

## ③利用適正化計画の評価について

現計画の見直しを実施するか否かについては、あり方協議会にてモニタリングデータを精査し、見直しが必要と判断される場合にあつては、地域関係者との合意形成を図った上で、決定することとなる。

そこで、2023 年度はまず以下の作業を進め、2025 年度にかけて今後の運用を検討することとしたい。

- 1) 現計画策定後の取組の評価と課題整理
- 2) モニタリングデータの分析・評価

**\* 評価のポイント**

- ・現計画で提示されている課題が改善されているか。
- ・現計画策定後に実施してきた各取組を踏まえ、現計画で示されている「基本方針」の目標達成状況はどうか。目標に対しどのような点で効果が現れているか。
- ・精査したモニタリングデータを踏まえ、モニタリング実施計画に記載の「基本方針」で示した目標達成状況はどうか。
- ・現計画では想定していかなかった新たな課題が発生しているか。

- ▶ 分析と評価結果を受けて、2025年に過去5年間（2020年～2025年）のモニタリングデータの取りまとめ精査・評価し、見直しの必要性について検討を行う。
- ▶ 評価結果を踏まえ、利用適正化計画の見直しが必要と判断された場合には、2025年度に改定方針の検討。必要に応じて改定実験等を行う。

**2. 運用方針検討スケジュール（想定）**

←：必要に応じて議論を反映

年度	利用適正化計画の点検作業 (あり方協議会メイン)	増枠・多様な利用層への対応を念頭に 実施している試行事業での検討作業 (審査部会メイン)
2022年度(第3期3年目)	・現計画点検の進め方について共有 ・関連意見聴取 <b>(今回実施)</b>	試行1年目 (実施済だがデータ不足)
2023年度(第3期4年目)	・過去のヒグマ出没状況データの分析 ・取組の評価と課題、検討ポイント整理 ・モニタリングデータの分析、評価	試行2年目 (当該期実証事業のまとめ、データ分析、課題抽出、次年度運用方針について検討)
2024年度(第3期5年目)	・モニタリングデータ取りまとめ精査 ・見直しの必要性について検討	試行3年目 (試行運用検証結果を踏まえ、次年度運用方針について検討)
↓見直しをするのであれば…		
2025年度(第3期6年目)	・改定方針について検討、合意	利用適正化計画に係らない部分については、運用を反映する。
2026年度(第3期1年目)	(必要に応じて改定実験等の実施)	認定基準(立ち入り人数・団体の上限、滞在時間、注意事項)、立ち入り認定手数料・再発行手数料の設定は告示が必要
2027年度(第4期1年目)	利用適正化計画案の作成、内容の合意、行政手続き(パブコメ、告示内容確認、告示公布)を経て、計画改定。	
2028年度	運用開始	

※モニタリング手法等を定めた「知床五湖利用調整地区利用適正化計画モニタリング実施計画」は、3年を1期としており、計画点検作業とあわせて2025（令和7）年度からの計画を確認する必要がある。

◇運用方針検討スケジュール（第2期見直し時を参考に想定）

